

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桶川北本水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	80.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	100%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	94.1%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	91.9%
1～5年	95.9%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職及び本庁課長相当職は女性職員がいないため。
- ・役職段階別の本庁係長相当職、勤続年数別の16～20年は、女性職員が部分休業を取得しているため。
- ・勤続年数別の36年以上及び26～30年は女性職員がいないため。
- ・勤続年数別の21～25年は該当者がいないため。
- ・勤続年数別の11～15年は、女性職員が育児短時間勤務を取得しているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。